



綿棒の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認50産第7670号・昭和50年12月9日

母子用品専門部会委員名簿

氏名	所 属
(部会長) 平山 宗宏	東京大学
浅谷 矩之	日本チェーンストア協会
伊藤 康江	消費科学連合会
内田 禎夫	通商産業省産業政策局消費経済課
江井 晃	社団法人母子用品指導協会
黒川 耀雄	平和エーザイ株式会社
小西 康夫	川本縋帯材料株式会社
鈴木 玄八郎	通商産業省生活産業局日用品課
鈴木 誠	白十字株式会社
須田 浩行	財団法人日本食品分析センター
知久 篤	日本大学
内藤 寿七郎	愛育病院
永岡 稔	日本百貨店協会
中村 剛士	日本綿棒株式会社
福島 剛	ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファースト・インコーポレイテッド
古川 奈美子	主婦連合会
宮原 恵子	全国地域婦人団体連絡協議会
渡辺 伊平	財団法人日本消費者協会
下河辺 孝	製品安全協会

(事務局) 製品安全協会

綿棒の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、綿棒の安全性品質及び一般消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、綿棒による一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

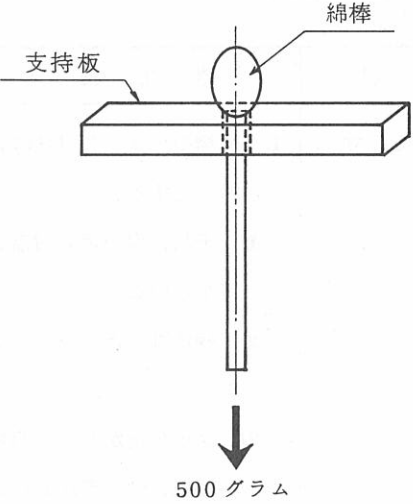
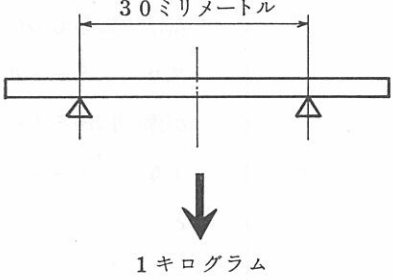
2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する綿棒（以下、綿棒という。）について適用する。ただし、綿体を着脱できる形式の綿棒は除く。

3. 安全性品質

綿棒の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 外観及び寸法</p>	<p>1. 綿棒の外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚れ、異物等の付着、混入等がないこと。</p> <p>(2) 綿体は、着色されていないこと。</p> <p>(3) 軸の仕上がりは、良好で、先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) 綿体の使用部分から軸の先端が露出していないこと。</p> <p>(5) 綿体に覆われない軸部分の長さが、40ミリメートル以上あること。</p> <p>また、全長は、綿体が片側だけにあるものにあつては70ミリメートル以上、綿体が両側にあるものにあつては75ミリメートル以上あること。</p>	<p>(1) 白色けい光ランプ下で、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 図1に示すaの寸法が、1ミリメートル以上あることをスケール等により確認すること。</p> <p>(5) 図1に示すbの寸法及び全長をスケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 1</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 綿体の接着強度	<p>2. 綿体と軸との接着は、使用上十分な強度を有すること。</p> <p>なお、接着剤には有害なものを含まないこと。</p>	<p>2. 図2に示すように穴を通した軸に、500グラムの重りをつるし30秒間保持したとき、綿体ははく離しないことを確認すること。</p> <p>なお、この場合の綿体は、乾燥したもの、水を湿潤したもの、及びベビーオイルを湿潤したものの3種類とし、湿潤した綿体は湿潤後直ちに確認すること。</p> <p>また、接着剤が食品衛生法施行規則別表第2に該当していることを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 2</p> 
3. 軸 の 強 度	<p>3. 軸は、使用上十分な強度を有すること。</p>	<p>3. 図3に示すように軸の中央に直径約1.5ミリメートルの針金で、1キログラムの重りをつるし1分間保持したとき、軸が折れないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 3</p> 
4. けい光反 応	<p>4. 綿体部分には、けい光反応が認められないこと。</p>	<p>4. 暗所で綿体部分に紫外線を照射したとき、けい光反応の有無を目視により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
5. ホルムアルデヒド	5. 綿体部分には、ホルムアルデヒドが検出されないこと。	5. 綿体部分を試料とし、その250グラムを採り、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号別表第1（第1条関係）ホルムアルデヒドの項（繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの）に規定する基準に適合していることを確認すること。
6. 着 色 料	6. 軸の着色料は、溶出してはならないこと。	6. 軸を着色した綿棒約5グラムを採り、40度に加温した水100ミリリットルに浸した後、時計ざらで覆い40度に保ちながらときどきかきまぜて10分間放置し、これを試験溶液とする。 この試験溶液が食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号（食品添加物等の規格基準）第4おもちゃBおもちゃの製造基準の規定に適合していることを確認すること。
7. 一 般 生 菌 数	7. 一般生菌数は、1本当たり300以下であること。	7. 検体容器及び包装の検体採取部分を70パーセントアルコール綿でふき、滅菌済みのはさみ及びピンセットを用いて3本の綿棒を適当な長さに切断する。これを滅菌済み容器に取って、滅菌希釈液を10ミリリットル加え、30秒間振とうしこれを試験溶液とする。 この試験溶液を食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第1食品の部D各条の項の○氷雪の1氷雪の成分規格の(2)の2、細菌数（生菌数）の測定法に準じて測定し確認すること。 なお、希釈液は次のとおりとする。 リン酸二水素カリウム（ KH_2PO_4 ）34グラムを500ミリリットルの蒸留水に溶解し、これに約0.1N水酸化ナトリウム溶液175ミリリットルを加えて、全量を蒸留水で1000ミリリットルとする。pHを7.2に修正して、これを原液とした冷蔵保存する。使用時にこの原液1ミリリットルを生理食塩水（0.8パーセントNaCl）800ミリリットルに加えて、121度15分間滅菌する。

4. 表示及び取扱説明書

綿棒の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p>	<p>1. 包装には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
<p>2. 取 扱 説 明 書</p>	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1) 主な用途</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) 手を清潔にしてから使用すること。</p> <p>(b) 綿体に手を触れないようにして使用し、特に乳幼児に用いるときは、片側の綿体だけを使うことが望ましいこと。</p> <p>(3) 保管上の注意</p> <p>(a) 湿気のある場所に保管しないこと。</p> <p>(b) 開封後は速やかに封をしておくこと。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>